２　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第８号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券、同項第９号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第２条第３項に規定する電子記録移転権利に係るものを記載し、同条第１項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（②及び⑥において同じ。）。

３　「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における売買に係るものを、「市場外取引」の欄にはそれ以外の売買に係るものを記載すること。

４　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること（②及び⑥において同じ。）。

５　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

②　有価証券の売買の媒介等の状況　　（単位：千株、百万円）

			媒　介　等
株　　券		株数	（　　）
		金額	（　　）
債券	国 債 証 券		
	地方債証券		
	特 殊 債 券		
	社　債　券		（　　）
	計		（　　）
受　益　証　券			（　　）